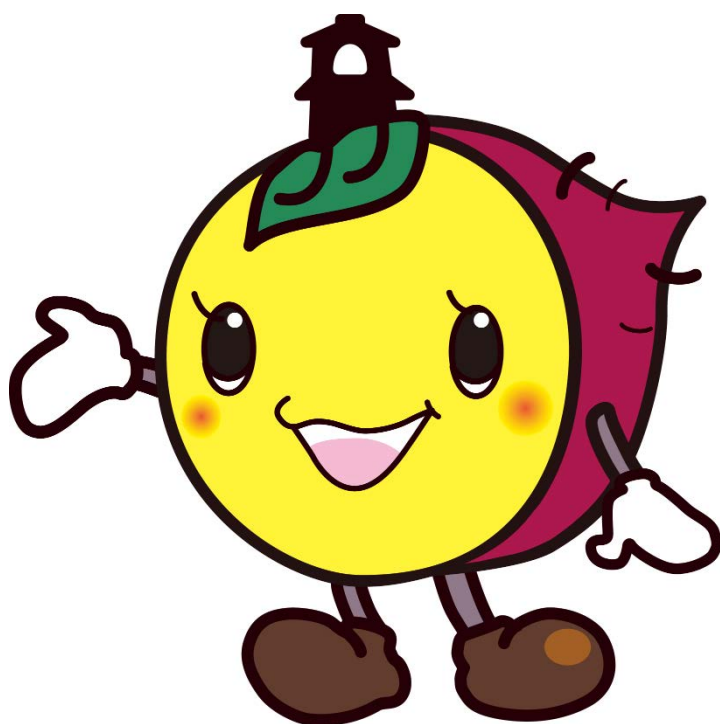


川越市（2月）定例記者会見



日 時 令和7年2月19日（水）

14時00分～

場 所 川越市役所4階 迎賓室

川越市（２月）定例記者会見次第

令和７年２月１９日（木）
１４時００分開会 迎賓室

１ 開 会

２ 説 明

○ 川越市議会第１回定例会提出予定議案について

(1) 令和７年度川越市一般会計予算

（議案第３７号：財政課）

(2) 川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例を定めることについて

（議案第９号：こども政策課）

(3) 川越市グリーンツーリズム拠点施設条例の一部を改正する条例を 定めることについて

（議案第１５号：農政課）

３ 質疑応答

４ その他

５ 閉 会

川越市議会第 1 回定例会提出予定議案

番 号	件 名
議案第 1 号	川越市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて
議案第 3 号	川越市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 4 号	川越市職員退職手当条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 5 号	川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川越市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 6 号	川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 7 号	川越市民生委員定数条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 8 号	川越市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 9 号	川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めることについて
議案第 10 号	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 11 号	川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 12 号	川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 13 号	川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 14 号	川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 15 号	川越市グリーンツーリズム拠点施設条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 16 号	川越市都市公園条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 17 号	川越市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例を定めることについて
議案第 18 号	包括外部監査契約について
議案第 19 号	仮称川越市汚泥再生処理センター建設工事請負契約について
議案第 20 号	和解について

番 号	件 名
議案第 2 1 号	和解について
議案第 2 2 号	和解について
議案第 2 3 号	和解について
議案第 2 4 号	川越市立中学校教師用指導書等の取得について
議案第 2 5 号	川越市立中学校教師用指導書等の取得について
議案第 2 6 号	権利の放棄について
議案第 2 7 号	権利の放棄について
議案第 2 8 号	川越市道路線の認定について（河越館跡整備）
議案第 2 9 号	川越市道路線の廃止について（河越館跡整備）
議案第 3 0 号	川越市道路線の認定について（開発行為）
議案第 3 1 号	令和 6 年度川越市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 3 2 号	令和 6 年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 3 号	令和 6 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 4 号	令和 6 年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 5 号	令和 6 年度川越市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 6 号	令和 6 年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 3 7 号	令和 7 年度川越市一般会計予算
議案第 3 8 号	令和 7 年度川越市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 3 9 号	令和 7 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 4 0 号	令和 7 年度川越市歯科診療事業特別会計予算
議案第 4 1 号	令和 7 年度川越市介護保険事業特別会計予算
議案第 4 2 号	令和 7 年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第 4 3 号	令和 7 年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算
議案第 4 4 号	令和 7 年度川越市水道事業会計予算
議案第 4 5 号	令和 7 年度川越市公共下水道事業会計予算
議案第 4 6 号	令和 7 年度川越市農業集落排水事業会計予算

- (2) 川越市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例を定めることについて
(議案第9号)
-

公立保育園における乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)の実施について

1 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)とは

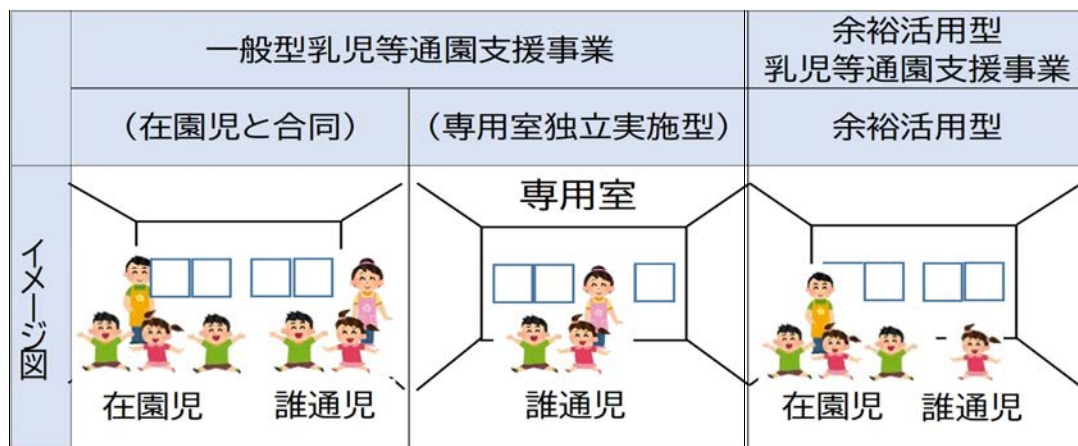
国は、令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」において、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する(中略)ため、(中略)月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度(仮称)」)を創設する」としています。

令和6年6月に成立した児童福祉法の一部改正により、こども誰でも通園制度は「乳児等通園支援事業」とされ、この事業は令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として位置付けられます。

令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく給付事業「乳児等のための支援給付」として全国の自治体で実施します。

川越市では、令和8年度の給付制度への円滑な移行を見据え、令和7年度から、当事業を開始したいと考えています。

2 実施方法



- 実施方法により、在園児への影響や当該事業を利用する児童への集団保育の提供規模など、様々な面において違いがあります。
- 本市の公立園では在園児への影響を考慮し、専用室独立実施型による事業実施を予定しています。

3 実施概要

区分	0歳の こども	1歳の こども	2歳の こども	備 考
脇田新町保育園	受け入れなし	受け入れなし	午前・午後とも 6人まで	午前・午後で児童が全て入れ替わった場合、各施設の1日当たりの受入人数は最大で12名
名細保育園		午前・午後とも 6人まで	受け入れなし	

	令和7年												令和8年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			
市民、事業者周知																
保育園の受入準備																
事業の実施																
翌年度準備																

4 脇田新町保育園での実施内容

	日	月	火	水	木	金	土	備考	
開催曜日	—	○	—	○	—	○	—	週3日開催	
	9	10	11	12	13	14	15	16	17
職員の勤務時間	8:30~17:00								
ア 保育時間(午前)	9:00~12:00								
イ 保育時間(午前)	9:00~13:00								
ウ 保育時間(午後)	13:00~16:00								
エ 保育時間(一日)	9:00~16:00								

●:午前おやつ ★:昼食 ▲:午後おやつ

アの保護者負担：300円×3h+200円（午前おやつ、昼食）＝1,100円

イの保護者負担：300円×4h+200円（午前おやつ、昼食）＝1,400円

ウの保護者負担：300円×3h+100円（午後おやつ）＝1,000円

エの保護者負担：300円×7h+300円（午前おやつ、昼食、午後おやつ）＝2,400円

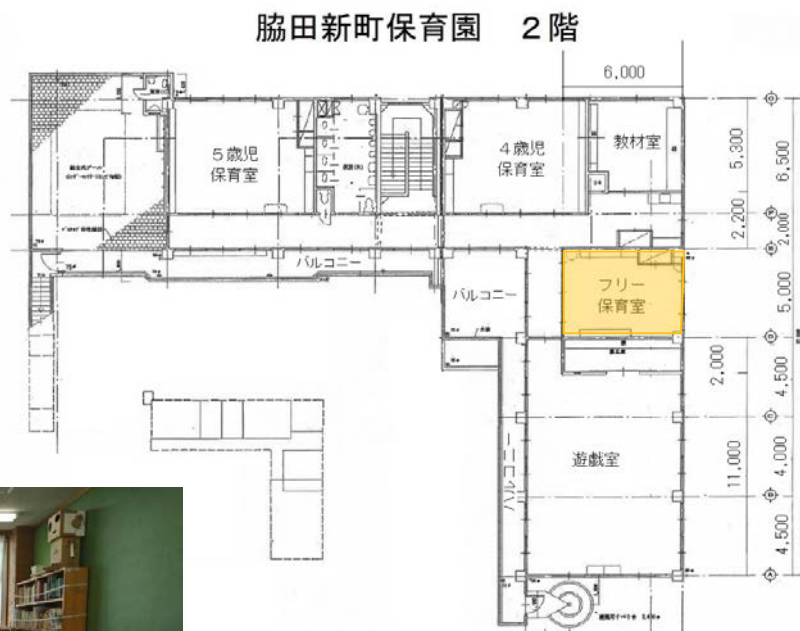
- ・ 利用対象児童
満2歳～満3歳未満のこども
- ・ 実施場所
脇田新町保育園2階のフリー保育室(下図の網掛け箇所。6m×5m)



フリー保育室正面



フリー保育室 内部



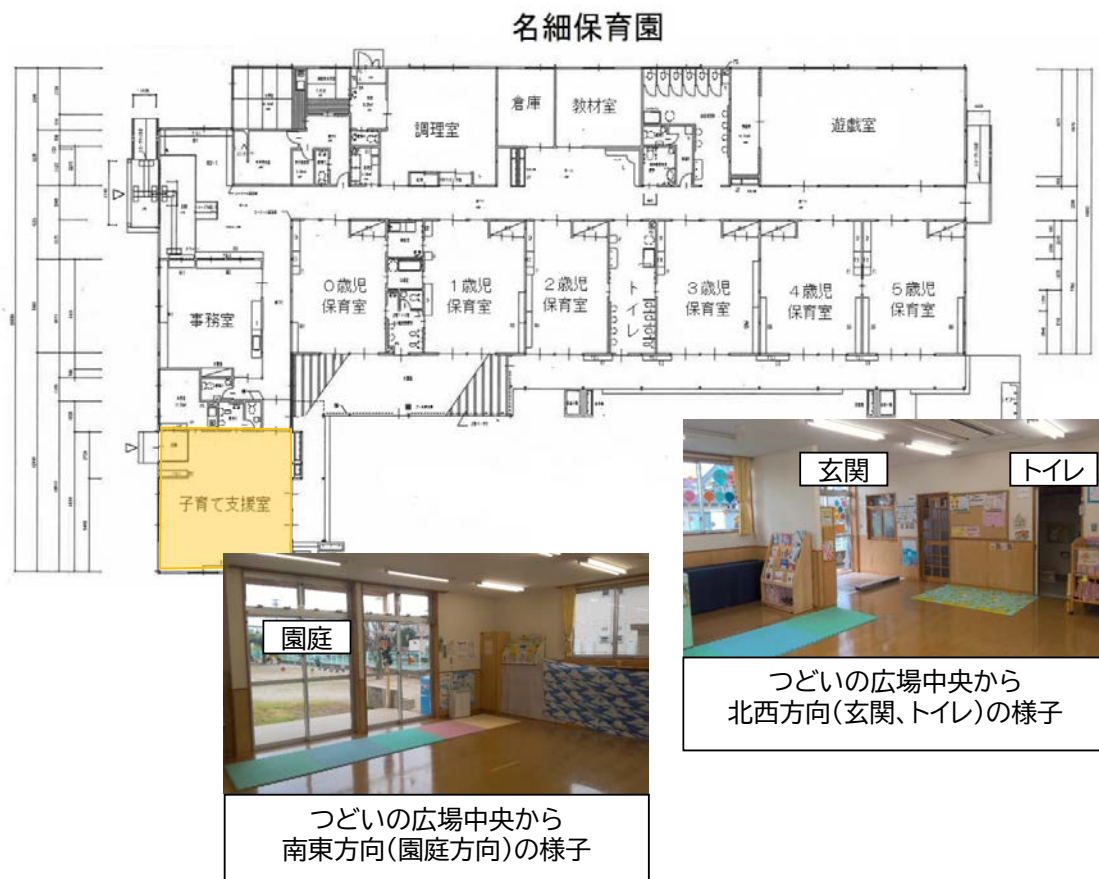
5 名細保育園での実施内容

	日	月	火	水	木	金	土	備考
開催曜日	—	—	—	○	—	○	—	週2日開催
	9	10	11	12	13	14	15	16 17
職員の勤務時間	8:30~17:00							
保育時間(午前)	9:00~12:00							
保育時間(午後)					13:00~16:00			

アの保護者負担：300円×3h＝900円

イの保護者負担：300円×3h＝900円

- ・ 利用対象児童
満1歳から満2歳未満のこども
- ・ 実施場所
つどいの広場(下図の網掛け箇所)を活用します。



(3) 川越市グリーンツーリズム拠点施設条例の一部を 改正する条例を定めることについて

(議案第 15 号)

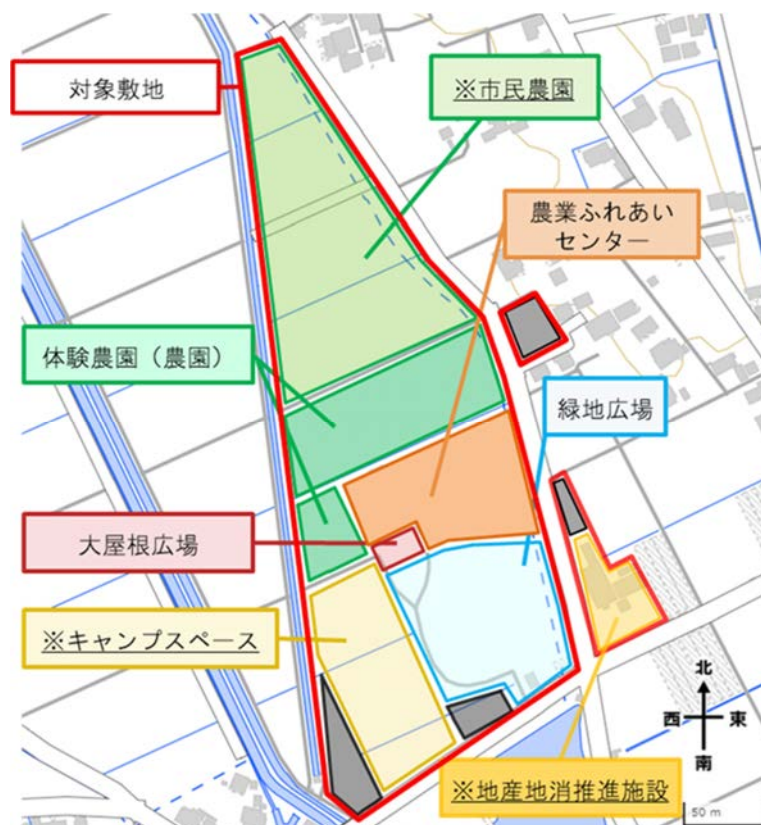
1 改正の趣旨

川越市グリーンツーリズム拠点施設（以下「拠点施設」という。）の施設を見直すとともに、拠点施設の管理を指定管理者に行わせるため、川越市グリーンツーリズム拠点施設条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

- (1) 拠点施設の施設に市民農園、キャンプスペース及び地産地消推進施設を加えるとともに、市民農園及びキャンプスペースの利用許可、使用料等について規定しようとするものです。
- (2) 拠点施設の指定管理者による管理、指定管理者の指定の手續及び利用料金の収受等について規定しようとするものです。

<施設配置図>



市民農園及びキャンプスペースの使用料

市民農園	単位	使用料
	1平方メートルにつき1年	400円

キャンプスペース		単位	使用料	利用人数 1人につき 500円を 加算した額
宿泊	オートサイト（大）	1区画につき 1泊	7,500円	
	オートサイト（中）	1区画につき 1泊	6,000円	
	フリーサイト	1区画につき 1泊	3,000円	
日帰	オートサイト（大）	1区画につき 1回	3,500円	
	オートサイト（中）	1区画につき 1回	3,000円	
	フリーサイト	1区画につき 1回	1,500円	

（キャンプスペース 整備イメージ図）

